

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 今度は、質問をさせていただきます。

大臣に伺います。今回の民法改正案、この法案の作成の責任者はどなたですか。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えをいたします。

民法改正法案は、内閣提出法案として、法務省の所管する法律であります民法を改正するものがございますから、その責任者は法務大臣である私ということになるう、このように考えております。

○階委員 民事局長ではないということを確認しましたので、お尋ねしますが、法案の作成の責任者ということであれば、この法案を修正する権限も当然おありになるといふことでよろしいですか。

○金田国務大臣 民法改正法案は、内閣提出法案で、法務省の所管する法律である民法を改正するその責任者は私であります。

修正については、国会でお決めになる、そういうお話であろう、このように考えております。

加えて、民法を改正する、その責務を果たすに当たりましては、先ほどの答弁で申し添えなきやいけなかったなというふうに思った部分を今申し上げるんですが、副大臣や政務官の協力も得ておりますし、また、法案作成に関する事務作業の責任者という意味におきましては、民事局長にも重要な役割を果たしてもらったものと認識をいたしております。

○階委員 修正については国会でお決めになる、これは正しいお話だと思います。

ただ、私、実はこの修正案、きょう提出しましたけれども、ここに至るまでに法務省の御担当の方々とずっと議論を重ねてきました。その中で、結局、法務省の人は修正に御同意いただけなかったの、今ここで我々の修正案を出さざるを得なくなっているわけです。

私は思うんですけども、法務省の皆さんは、法制審議会の議論を大切にしないではいけないということを言うんですが、大切なことは、やはり法制審議会よりも国会での議論だと思っております。なぜ、法制審議会が国会に優先するような考え方が法務省の中ではびこってしまうんでしょうか。

大臣は、法制審議会と国会との関係についてどのように考えていらっしゃいますか。

○金田国務大臣 ただいまの質問にお答えをいたします。

法制審議会というのは、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議することな

どを目的とする諮問機関であります。法務大臣の諮問に応じまして、これらの事項についての調査審議を行いました上、答申をいただいているわけでありまして。

法制審議会の答申は、多数の専門家による総会または部会での審議を尽くした上で行われるものでありまして、このような法制審議会の性格から、政府におきましては、その答申を尊重いたして法案を提出しているところであります。国会におきましては、このようにして提出されました法案について御審議をいただいているものと承知をいたしております。

ただいま申し上げました法制審議会と国会との関係というのは、この民法改正法案においても異なるものではない、このように考えている次第であります。

○階委員 冒頭で法案作成の責任者は法務大臣だとお答えになったんですが、今の話を聞いてみると、何だか法制審議会が作成の責任者のように聞こえるんですが、もし大臣が責任者と言うのであれば、部下である官僚に対して、法制審議会の議論を金科玉条とするような、そういう話しぶりをやめさせていただけませんか。お願いします。

○盛山副大臣 今の階先生の御指摘でございますが、我々法務省としましては、法制審議会の答申、これを金科玉条として、それに拘泥している、あるいはとらわれて、法制審議会の答申の内容を変更することができない、そんなふうには認識しているわけではございません。

しかしながら、法制審議会の答申、この審議の

過程というんでしょうか、多数の専門家によって構成されております総会や部会で審議を尽くしております。そして、そのメンバーの中には、あるいはその審議の過程では、現に法改正の影響を受ける経済界あるいは法曹関係者、こういう方々の意見も含んで、踏まえたものでございますので、その法制審の答申を尊重するということには合理性があると考えております。

しかしながら、これまで、今大臣がお話ししましたように、審議の過程で得られたさまざまな意見を考慮して修正の可否を最終的には法務省の方で判断しているというふうに我々は考えているところでございますので、先生の御指摘、我々として反省すべき点があれば部下にも伝えたい、そんなふうを考えております。

○階委員 大臣の考えはどうですか。

○金田国務大臣 ただいま副大臣から申し上げた思いと同じであります。

○階委員 どういう思いですか。

○金田国務大臣 繰り返しになります、法制審議会の答申に形式的に拘泥をしたり、その内容を変更することができないと認識をしているわけではありません。

副大臣も申し上げましたとおり、法制審議会の答申は、多数の専門家による総会または部会での審議を尽くした上で行われるものである、その中には、現に法改正の影響を受ける法曹界や経済界の意見も含まれている、そのように考えておりますし、その答申を尊重することには合理性があるというふうにも考えております。そしてまた、審

議の過程で得られたさまざまな意見を考慮して修正の可否を判断していくということにも合理性がある、このように考えておるわけでございまして、法務省としては、その上で最終的に判断をしていくということである、このように考えております。

○階委員 答申を尊重しつつも、判断の余地はなお大臣にあるということなので、私も答申の重要性は認めますけれども、ただ一点、この保証の点については私はどうしても納得できないので、これから、その納得できない理由を論証させていただきます。政治家として責任のある答弁をお願いいたします。

まず、資料の一ページをこちらになつてくださいます。先ほど井出委員が資料でお配りしていただきましたけれども、私どもの修正案は、経営者、事業との経済的なつながりが希薄な保証というものについて全面禁止しようというものであります。この中には、親族であるとか知人、友人、取引先の経営者、投資家等といったものが含まれておりまして、個人保証全体に占める割合は、先ども申し上げましたが、わずか一・五%です。そもそも一・五%という低い割合ですが、これもさらに分析していくと、より必要性、合理性は乏しいのではないかとということがわかってまいります。

この資料の一ページ目をこちらになつてくださいます。四つのパターンに私は類型化しました。

まず、保証人の意思です。保証人が積極的に合理的な判断で保証しようと

いった場合、保証人の資力との関係で、まず、資力が十分だという場合、これは、この委員会でも指摘したとおり、物上保証、担保提供ですね。あるいは主債務者へその保証人候補者が出資するとか融資するといったことで代替可能だと考えます。一方、保証人の資力が不十分という場合には、

幾ら保証人が積極的、合理的意思を有していたとしても、こんな保証は無用なわけでございまして、わざわざこのような保証を認める必要がないということがまず一点です。

そしてもう一つ、保証人の意思が消極的であったり、あるいは情義的、情にほだされて保証する、そういう意思の場合。これも二つのパターンに分かれます。

保証人の資力が十分な場合。これは、いざという場合には、保証人は自分の財産を失ってしまう。消極的、情義的という、合理的な意思がないにもかかわらず、保証人にこうしたリスクを負わせるのは私は有害だと考えます。

そして、保証人の資力が不十分な場合。これは、言うまでもなく、有害だけではなくて無用だということになります。

こうした四つのパターンに分けますと、より経営者、事業との経済的なつながりが希薄な保証人、これをとる必要は、必要性も合理性もないというふうには考えますが、いかがでしょうか、大臣。

○盛山副大臣 階先生からのこの資料、今、ここで初めて拝見したわけでございますけれども、我々の方といたしましては、御指摘のような主債務者と経済的なつながりが希薄な第三者が保証人と

なるケースは、やはり現に存在するものと考えております。

仮に、このような第三者を保証人とすることを禁止するといったしますと、現状において、第三者の保証つきで融資を得ているケースについては、そもそも融資を受けることができないとか、貸出金利が上昇してしまうといったことが生じ、円滑な資金調達が阻害されるおそれがあることは否定できないと我々は考えております。

このため、このような第三者による保証も認めることには必要性があると考えております。

また、主債務者と経済的なつながりが希薄な者であっても、保証意思が真に認められる場合には、保証という形式で第三者の信用を補完することを認めることは、私的自治の原則に照らしても合理的ではないかと思えます。

そこで、改正法案におきましては、第三者保証を全面的に禁止する必要は講じないこととする一方で、保証人がその不利益を十分に自覚せず、安易に保証契約を締結する事態を防止するための措置として、事業のために負担した貸し金等債務を保証する際には、原則として、公的機関による、公証人による意思確認の手續を経ることとしたものでございます。

このような改正法案における改正内容を超えて、たとえその一部であるとはいえ、保証意思を有する者の保証契約についてまで民法で禁止することについては、慎重な検討を要するものと考えております。

○階委員 副大臣の答弁が、指名していないのに

長過ぎますし、また、副大臣は、以前、この委員会で、自分はこの分野は明るくないということも言われていたわけですから、大臣が答えてください。先ほど言ったとおり、責任者なんですから、ちゃんと答えてください。

それで、お尋ねしますけれども、今の副大臣の答弁によると、類型の保証を禁止してしまったならば、金融の円滑化に支障を来す、あるいは金利が上昇するといったようなことをおっしゃっていました。それについて反証します。

資料の二ページ目、ごらんになってください。これは、昨今話題の、森友学園の土地購入のときの財務省との契約書です。国との契約書です。二ページ目の第五条、土地を買うときに、国は分割払いを認めております。しかも、金利は一・〇%です。

我々、土地を買うときは、自分で金融機関からお金を借りて、そのお金で売り主には一括払いをするというのが普通だと思っております。ところが、この件につきましては、何と国が分割払いを認めている、しかも一・〇%で。

先ほど、保証を禁止すると金融が得られなくなる、金利が上昇すると言っていますが、現に国が売却するケースで、分割払いで融資を受けなくていい、また、一・〇%、金利も低くていい、こういうふうになっているじゃないですか。

先ほどの説明は、私は事実にござわらないと思えますよ。どうですか、大臣。答えてください。

○金田国務大臣 ただいまの階委員の御指摘でございますが、個別の契約書の具体的な契約条項の

解釈あるいは位置づけといったものにわたる事項につきましては、お答えは差し控えさせていただきます。

○階委員 個別の事例というよりも、こういったケースが現にある中で、保証を認めなければ金融に支障を来すとか金利上昇が起きるといふのは、本当に根拠があるんですか。何を根拠にそんなことを言っているんですか。大臣にお尋ねします。

○鈴木委員長 まず、井野法務大臣政務官。

○井野大臣政務官 先ほど階先生も御指摘になられたとおり、第三者保証はもう既に、一・五%ですが、行われております。そういった事情であったり、法制審の議論等を通じて、第三者保証は必要だというふうに考えているところであります。

○金田国務大臣 例えば、新たに事業を創業しようとする際に、保証がなければ融資を受けることができない創業者のために、その両親や祖父母といった親族が保証をするケース、あるいは、個人投資家が、出資ではなくて保証をするという形で援助を行うケースといったものがあるのではないかと、このように承知をしておる次第であります。

○階委員 政府も、私もこの委員会とかで指摘しましたけれども、保証に頼らない融資を進めていくという大方針があるわけじゃないですか。

私の資料の一ページ目の、この下の米印にも書いていますけれども、主債務者は保証が得られなくてもファイナンスリースや分割払い契約、売り掛け債権担保借入れなどで資金繰りは可能だということを描いております。

実際に、国も分割払いで土地を売っているじゃ

ないですか。森友学園も、新しい事業で小学校をつくるというときに、お金を借りていないじゃないですか。分割払いでやっているじゃないですか。どうしてそういう方向に国の制度を変更していかないのか、お答えください。

○金田国務大臣 御指摘のように、事業のための資金を確保するという観点からいきますと、第三者が保証をするほか、第三者が物上保証を行う、あるいは第三者から直接融資を受けるといった、他の手段を講ずることもあり得ないではないと考えられます。

もつとも、物上保証を付すといっても、これにふさわしい財産を有していないこともあり得ますし、仮に、例えば不動産を有しており、抵当権を設定することが可能であるとしても、抵当権設定に費用を要することを嫌ったり、居住用である自己の不動産に抵当権が設定されること自体を回避したいと考えることもあり得るわけであります。

また、担保設定にふさわしい自己の資産がないのであれば、そもそも保証を得て融資を受けさせるべきでないとの……（階委員「全然、答えがずれていきますよ。聞かれたことに答えていませんよ」と呼ぶ）

○鈴木委員長 続けてください。

○金田国務大臣 指摘もあり得ないではないですが、新たに事業を創業する際の創業費用の融資の事案などにおきましては、親が子の保証人となつて信用を補完しようとするケースも現にあると指摘されておりますし、仮にそれが真に保証意思に基づくものであるならば、そのようなニーズを

無視することは適当ではない、このように考えられる次第であります。

○階委員 全然答えになっていませんし、私の質問を理解していないと思うんですね。

今お尋ねしているのは、一枚目の資料でいいますと、大臣は、「物上保証、主債務者への出資・融資で代替可能」ということについての反論を言われたんだと思いますが、私が聞いているのはそこではありません。

私が言っているのは、それ以外の三つの箱の部分、こういった部分については、保証が得られなくてもファイナンスリース、分割払い契約、まさに森友学園は分割払い契約でした、あるいは、主債務者が、事業がちゃんと回転するのであれば、売り掛け債権を、将来分を担保にして借入れということもあり得るわけです。

こうしたことをやっていけば、保証なんか必要ないじゃないですか。実際に、国も分割払いで資金繰りをつけてあげているじゃないですか。なぜそういう方向に制度を持つていけないんですか。繰り返しますが、しっかりと答弁してください。大臣に聞いています。

○井野大臣政務官 済みません、まず、私の方からお答えを申し上げます。

先ほど来、先生が国のおっしゃる、まあ、森友学園の問題は個別的な状況でございまして、契約事案ごとにあるいろいろな状況があったと思います。我々としては、その契約状況、背景事情等は全く把握しておりませんので、そのことのみを捉えて、もう第三者保証が必要ないんだという

ことは、それは軽々には言えないんだというふう

に思っております。その上で、先ほども申し上げましたが、現実問題として、銀行だったり、さまざまな、法制審、そしてまた実務界といましようか、経済団体等からの状況を調査した結果、第三者保証はまだまだ活用というか、全面禁止は適当でないという意見が大半だったものだから、今回、こういう法案を作成し提出させていただいたということでございます。

○階委員 では、森友学園のケースは極めて特殊なケースであつて、こういったケースがあることをもつて保証は禁止ということにはならないということですか。特殊なケースだから、これは参考にできないということなんでしようか。大臣がお答えください。大臣にお尋ねしています。

○鈴木委員長 まずは、井野法務大臣政務官。

○井野大臣政務官 済みません、私が森友学園についてコメントした点ですけれども、あくまでも、個別具体的な状況ですので、この背景事情等を我々は把握しておりませんので、これが特殊事情なのかどうかということすらも我々は把握をしていないということで、御理解いただければと思います。

○金田国務大臣 先ほども申し上げましたが、個別のケースに関してお答えすることは差し控えています。させていただきたいと思えます。

○階委員 では、一般論として大臣にお尋ねしますけれども、保証が得られない場合であつても、例えば、土地を購入する資金が必要だという場合

に、融資を受けるだけではなくて、分割払いにすればいいのではないか、そうすれば資金繰り的にはちゃんと回るのではないか。また、分割払いだからといって、必ずしもそれで金利がたかさんかかるといふふうにも言えないのではないかといふふうに思います。大臣、いかがでしょうか。

○鈴木委員長

まず、盛山法務副大臣。

○盛山副大臣 階委員がおっしゃったように、いろいろなケースがあると思うんですね。必ずしも階先生がおっしゃっているような形だけではなく、なかなか分割払いができない、あるいはいろいろな人に資金繰り、御援助をしてもらわなければならぬ、そういうケースがあるかと思えます。我々としては、法制審での議論を踏まえて、こういった形がベストであると考えて御提案をしたという次第であります。

○階委員

大臣にお尋ねしています。

○金田国務大臣 副大臣から申し上げましたように、いろいろなケースがあるという中で、契約の相手方の判断もありますから、一概にはお答えはできないものと考えております。

○階委員 問題は、保証が、必要性があるか、それから合理性があるかということなんです。必要性という観点から、今私は、他に代替手段がある、ほかの手段があるということを申し上げます。そして、合理性という意味でいっても、先ほどの表にあるとおり、特に保証人の意思が消極的で情義的である場合、これは合理的とは言えないし、また、保証人の資力が不十分の場合は無用であるといふふうに考えられます。

こういう類型で考えていった場合に、そもそも一・五%の部分を残す、しかも、さらに加えて言えば、政府の大方針として、保証に頼らない融資慣行を確立するというのがあるわけですよ。だから、私は、真面目に考えれば、これは廃止してもいいんじゃないかと思うんですけれども、大臣、そういうふうにご考えられないですか。

○金田国務大臣

ほかの手段で必ず代替できるかどうかということにつきましては、その事情によるわけでありまして、必要があることもあるのではないかと、このように考えます。

こうした中で、改正法案における改正内容を超えて、たとえその一部であるとはいっても、保証意思を有する者の保証契約についてまで民法で禁止することについては慎重な検討を要するものと考えられるわけでありまして。

○階委員

保証意思なるものが情義的であったり消極的なものであっても、その意思は尊重するというのが大臣のお考えでよろしいですか。

○金田国務大臣 保証人の意思が消極的、情義的な場合につきましては、公証人によります意思確認で対応をしようと考えているわけでありまして。

○階委員

私は対応できないと思えますね。

なぜならば、そもそも情義的に保証しようとする者が、公証人の前で、本当はどうなんですかと言われても、もう保証せざるを得ないというふうな覚悟して来ているわけだから、保証をしない方向で何か公証人にお話しするということは想定できないんじゃないかと思うんですが、そうではないんですか、大臣。

○井野大臣政務官 公証人の場所での状況ですけれども、それは本当にいろいろな状況でありまして、階先生がおっしゃるような状況もなくはないかもしれませんし、もちろん、公証人からいろいろ説明を受けて、こういうリスクがあるよという話になれば、じゃ、やめましょうという状況になるというふうにご考えられますので、我々はその点で、公証人の宣明証書が必要だということでごい法の法案という形になっているということでございます。

○階委員

例えば、私、先ほど答弁者の席でお話ししましたけれども、昔あった、貸し渋りに遭う経営者が、仲間同士で保証し合って何とか資金繰りをつけたというようなケース、今回、公証人の前でお話しするとしても、やはり、資金繰りをつけたために、本意ではないけれども保証しますというふうに言わざるを得ないんじゃないですか。こういう過去にあった悲劇を繰り返すことにならないかと思っておりますか、大臣。

○金田国務大臣 御指摘の点につきましては、限界があるかもしれませんが、公証人は、保証人になろうとする者が保証しようとしている主債務の具体的内容を認識していることや、保証契約を締結すれば、保証人は、保証債務を負担して、主債務が履行されなければ、みずからが保証債務を履行しなければならぬことを理解しているかなどを検証して、保証人になろうとする者が相当の考慮をして保証契約を締結しようとする

いるか否かを見きわめて、仮に、保証意思を確認することができない場合には、公正証書の作成を拒絶しなければならないということになります。

そのため、改正法案のもとでは、公的機関であります公証人が、保証人となろうとする者の保証意思を確認することによりまして、保証人が保証のリスクを十分に認識することとなり、認識することなく安易に保証契約を締結し、生活の破綻に追い込まれるという事態を抑止することができるとも考えている次第であります。

○階委員 ここは大事なところなので、大臣の言葉でお答えください。

私がさつき言ったような実際にあったケース、経営者同士で保証して、資金繰りに詰まって双方とも自殺したようなケース、こういった悲劇がこの制度で起こらないと言えるんですか。

○金田国務大臣 ただいまの質問にお答えします。確かに、御指摘のとおり、現在自分の債務の保証人となつてもらっているといった事情がある場合には、幾らリスクを認識しても、保証人となることを断りたいということも予想されるわけでありまして、そういったケースは、改正法案が施行されて、その効果が浸透するに従って、減っていくことも期待できるのではないかと、このように考えられます。

法務省としては、引き続き、第三者保証を初めとする個人保証に依存し過ぎない融資慣行の確立に向けて、改正法案の施行後の状況を注視してまいりたい、このように考えている次第であります。

○階委員 驚く答弁でした。そうすると、今現

在は、そういう経営者同士の保証で自殺するケースはあつてもしようがないという前提に立っているわけですね。今後減っていくだろうから、それでいいんだというお話に聞こえましたよ。

本当にそれでいいんですか、大臣。せっかく二十年ぶりの改正をやるうとしていらっしゃるからこの問題については、ここでけりをつけるべきではないですか。

○金田国務大臣 完全ではないかもしれませんが、この改正で、保証被害の抑止に効果を発揮するものと考えております。

○階委員 法制審議会の議論を尊重するから、そういう結論になると思えますよ。大臣、やはり、法案作成の責任者なんです。この法案について責任を持つてほしいんですね。もし、これからまた金融貸し渋りなどが起きて、この保証の悲劇が繰り返されるようなことがあつたら、大臣、本当に法案作成の責任者として責任をとれるんですか。そういう思いで答弁していますか。

私は、もし大臣の立場だつたら、とてもそんなことは言えない。やはり、ここについては、悲劇を繰り返さないために、たった一・五%です、他に金融の手段もあり得ます、だから、ここで見直すべきだと言っているんです。

大臣、今後もしそういう悲劇が起きたとしても、責任とれますか。

○金田国務大臣 この改正によりまして、完全ではないかもしれませんが、保証被害の抑止に効果を発揮するものと考えておりまして、引き続き、第三者保証を初めとする個人保証に依存し過ぎな

い融資慣行の確立に向けて、改正法案の施行後の状況を注視してまいりたい、このように考えております。

○階委員 公証人という人たちが本当にこのような悲劇を抑止するような仕事をしてくれるのかどうか、私は、そこも心もとなと思っています。

この委員会でも、たしか井出委員が質問したことだったと思えますけれども、公証人は実際、法曹資格者しかほぼなっていないことだつたと思えます。私は、一応弁護士資格もありますけれども、もともと銀行員でした。金融のあり方については、むしろ法曹資格者よりもわかっているつもりではあります。法曹資格者しか公証人に実際上なれない、そういった仕組みのもとで、本当にこのような悲劇が防げるのかと思つていますけれども、今の公証人のあり方で本当にいいんですか、大臣。

○井野大臣政務官 先生が御指摘いただいた点を踏まえて、我々としては、この改正案が成立した暁には、公証人に、こういう国会議論があり、かつ、懸念が表明されたことを含めて、しっかりと通知というか、そういうものを通じて、被害防止に役立つというか、公証人に役割を果たしていただきたいというふうには考えております。

○階委員 なぜ、公証人の試験というのは司法試験と同程度のものではなくてはいけないんですか。

そういう答弁があつたと思うんですけども、大臣、本当にそれが不可欠なんでしょうか。むしろ、先ほど言ったような金融の知識とか、そうしたものがあつた方が、これからの公証人の仕事

を考えたときに望ましいのではないかと思いますが、大臣、違いますか。

○盛山副大臣 公証人の資格付与のあり方について、こういうことではないかと思えます。

我々の方で、資格要件、法務大臣が、専門的な法的知識、経験を有するなどの一定の任命資格を有する者の中から適任と認める者を任命しているわけでございます。

階委員がおっしゃるとおり、その法的な能力ということに加えてさまざまな能力が公証人には必要とされるということを我々も承知しているわけでありますが、現在のところ、法的能力を担保するに足る資格要件と公募手続のもと、人格、識見を兼ね備えた者を公証人に任命しているつもりでございますし、今後とも努力していきたいと考えております。

○階委員 本当に、まだまだ議論が足りないところもありまして、きょうお配りしている資料の最終ページを見てください。三十二時間審議をしてきたと言いますが、網かけになっている項目、この一―六の条件とか二―四の受領遅滞とか、数々ありますけれども、この網かけになっている改正項目については、まだこの委員会でも質問として取り上げられていません。

ですから、私は、まだまだ審議不十分だと思えます。先ほども言いましたとおり、深さの面でも広さの面でも不十分だ。こういう中途半端な審議で、法案が数の論理で通ってしまう、私は、これは国会のあり方として問題ではないかと思えますよ。

これからいよいよ、いわゆる共謀罪法案の審議が始まると思いますが、こうした、時間だけある程度かければ幾ら論点が積み残っているも審議を終えていいという考え方、大臣はとられるんでしょうか。お答えください。

○金田国務大臣 階委員のただいまの御指摘に對しましては、国会審議のあり方についてのお尋ねと受けとめますので、国会においてお決めたいただくべき事柄でありまして、法務大臣としては申し上げるべきことではない、このように考えておる次第であります。

○階委員 大臣御自身がおっしゃったじゃないですか、もう三十二時間も審議を尽くしたと。先ほどおっしゃったから私が聞いているんですよ。時間ではない、中身だと思えますが、大臣、違いますか。

○金田国務大臣 私が申し上げましたのは、事実を申し上げただけであります。

久しぶりに再開をさせていただいた、この法務委員会での債権法の審議、階委員からは非常にさまざまな御指摘を、昨年ではありますが、いただいたと思っております。そういう中で、振り返ってみれば三十二時間を超える審議をやったのだなと。そういう中で、やはり多岐にわたる論点について大変に充実した審議が行われてきたなという思いを持っておりますことを申し上げたのが、先ほどの私の思いであります。

○階委員 肝心なところについては曖昧な答え、そして、まだまだたくさん論点が残されているこうした審議のあり方、今後の法案についてはあ

ってはならない、特に共謀罪法案についてはあつてはならないということをお申し上げてまして、質問を終わります。
ありがとうございました。